

幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から3～5歳までの幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する子どもの保育料が無償になりました。該当の方には入園時および毎年3月下旬頃お知らせします。

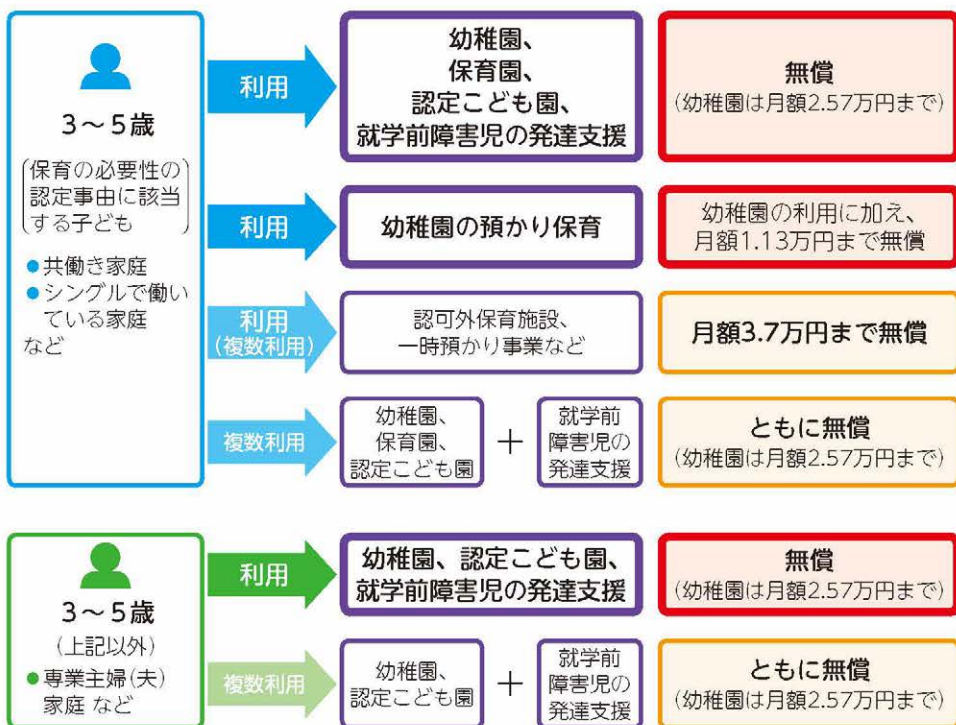
また、0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもも無償化対象になります。

(1) 保育園・認定こども園（2・3号認定）の場合

保育園、認定こども園等を利用する3～5歳までの全てのお子さんの保育料が無償化されます。

0～2歳までのお子さんについては、市町村民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。

幼児教育・保育の無償化の主な例



※市町村民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)

(2) 幼稚園・認定こども園（1号認定）の場合

満3歳以上のお子さんの教育標準時間分の保育料が無償化されます。

預かり保育料は「保育の必要性の認定」を受けた1号認定のお子さんは利用日数に応じて月額最大1.13万円まで無償化になります。無償化の対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(3) 無償化の対象にならない費用

認定区分にかかわらず給食費、行事費、教材費などは保護者の負担になります。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子さんと第3子（※）以降のお子さんについては、副食（おかず）の費用が免除されます。

2号・3号認定のお子さんの延長保育利用料、「保育の必要性の認定」を受けていない1号認定のお子さんの預かり保育料は、無償化対象外です。

- (※) ●教育・保育給付認定が1号認定のお子さんは**小学校3年生までの範囲内**における生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のお子さんです。
●教育・保育給付認定が2号認定のお子さんは**就学前**の生計を同一にする子どものうち年長者から数えて3人目のお子さんです。

(4) 認可外保育施設等その他の対象事業

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

3～5歳までの子どもたちは月額3.7万円まで、0～2歳までの市町村民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの保育料が無償化されます。

広 告



社会福祉法人 嘉啓会

伊達市梁川町桜町115 TEL 024-573-4101

安心と信頼の地域ネットワークサービス

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 認可保育園
ふれ愛保育園 | 看護小規模多機能型居宅介護事業所
よるべ |
| 認知症対応型通所介護事業所
希望の社 | 訪問看護事業所
柿の里訪問看護ステーション |
| 居宅介護支援事業所
いきいき | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
桜 |
| 地域密着型特別養護老人ホーム
とみのホーム | 就労継続支援B型事業所
ワークスペースとみの |

2021年4月

地域密着型特別養護老人ホーム **とみのホーム**
就労継続支援B型事業所 **ワークスペースとみの**
地域交流館 **ふらっどサロン**

伊達市梁川町舟生字沢口（旧富野小学校）

2022年4月

認定こども園
伊達市保原地区



職員募集

- ☆保育教諭等
- ☆セラピスト
- ☆ケアマネジャー
- ☆看護師 ☆介護職

詳しくは下記までお問い合わせください。
TEL. 024-573-4101 担当 加藤